

○議長（高橋伸二君） 二十一番渡辺重益君。

〔二十一番 渡辺重益君登壇〕

○二十一番（渡辺重益君） 高橋伸二議長に発言のお許しを頂きました。私からも、元旦に発災しました能登半島地震において、お亡くなりになられた多くの方々の御霊に哀悼の意を表しますとともに、今もなお被災地にて苦しんでおられる、被災者の皆様へ心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を切に願うばかりであります。

さて、二期目の当選後初となる一般質問でありますので、いささか欲張って大綱五点について、通告に従い、順次質問してまいります。

村井知事をはじめ執行部の皆様には、私の当選祝いも兼ねまして、どうぞ前向きな御答弁を期待したいところであります。ここに改めて再び県政の壇上にお送りいただきました、亘理郡民の皆様への思いを形に、輝く宮城の未来へつなぐ役割を今期もしっかり担っていく覚悟であります。創造的復興の完遂に向けて、力の限り県政の課題に果敢に取り組んで参ることをお誓い申し上げます、ようやく質問に入ります。

生き物の致死率は一〇〇％であります。世の中に存在するほんの少しの「絶対」の一つであります。そのときが来るのが早いか遅いかの違いだけで、生きる者は必ず死を迎えます。今を生きる私たちは、さきの東日本大震災や、このたびの能登半島地震などで、生きたくとも生きられなかった方々のためにも、生かされた我々は、明確な目的を定め、それを遂行し、限りある命の時間を大切にすること。つまり震災で経験した多くのことを余すことなく、次世代の日本を担う全ての人へとつないでいく使命が、東日本大震災を経験した私たちにはあるのではないのでしょうか。

そこで、大綱一点目、東日本大震災からの復興について伺います。

今定例会直前の二月十日から十二日までの三日間、山元町にある直売所「夢いちごの郷」では、五周年感謝祭が開催され、私も最終日に伺ってまいりました。最終日は、施設開設以来、一日の来場者数が七千三百五十七人、売上げも四百八十五万三千九百円と、ともに過去最高を更新したとのこと。県内、道の駅を含める施設でも、一日でこれだけ販売をする施設はそう多くない、と町の担当者の誇らしげな表情が印象的でした。この山元町の直売所のコンセプトですが、この根底は非常に深いものがあります。

一見、イチゴや地場産品を販売する直売所と思われがちですが、震災で被災した町の地

元経済の再生と、町内外から人を呼び込むことで、経済の循環をしつかり根づかせること、この考えが根底にあります。まさに村井知事が掲げる創造的復興そのものではないでしょうか。こうした被災自治体の成功事例を、県が主体的に団体旅行などを含め、観光振興など様々な分野にも展開し生かしていくことが、本県の復興を更に加速させることになると思います。そこで、こうした被災沿岸地域の一次産業の復興状況をどう認識し、今後の復興に取り組んでいく考えか、知事の御所見を伺います。

次に、本県の防災教育について伺います。

今月十七日、第六回東日本大震災伝承シンポジウムが、山元町防災拠点・山下交流センターにおいて開催されました。今回は、「つながりあつて伝えあう」をメインテーマに、学校被災の伝承から考えるということ、震災を経験した岩手県の高田小学校、宮城県の中浜小学校、福島県の請戸小学校の当時の教員と生徒が、経験談とそこから得た教訓を語る第一部と、第二部のパネルディスカッションで構成されておりました。このシンポジウムに参加し感じたことを踏まえ、本県の震災伝承の在り方について、以下二点について知事の御所見を伺います。

県内の現存する震災遺構の多くが学校であり、被災前とは別な形での学びを提供する場として利用しております。その一方で、教訓の次世代への継承のためには、学校教育への取組が重要視されてきており、本県でも、学校被災の教訓を全国の学校へ共有する交流会なども始まっているようです。こうした中での今回のシンポジウムは、震災の被災者の一人として、また、県政運営の一翼を担う県議会議員の一人として大変貴重な機会でありました。こうした機会を本県の防災教育の場にも更に生かしていくことが、県民の皆様と一丸となって成し遂げてきた、宮城の復興には必要不可欠なものであると考えます。改めて震災から間もなく十三年目を迎えようとする、本県の今後の復興伝承へどう取り組んでいく考えか、知事の御所見をお伺いいたします。

また、今回のシンポジウムと同日に、県境横断の震災遺構視察バスツアーが開催されました。こうした県境をまたいで企画は、他の被災県の防災教育の取組や課題を知る大変貴重な機会でありました。令和三年二月の福島県沖地震では、県境の違いによって、国の支援に大きな差が生じたため、こうした取組を通じながら、隣県被災県とともに、国の災害救助法の改正についても強く訴えていく必要が、全国知事会長である村井

知事の責務だと考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、高速道路料金定額化における地域活性化について伺います。

過日、地域格差の正体という本を読む機会がありました。私がこの本を知ったのは、県議会同期でもあります石田一也前議員の一般質問でした。高速道路料金定額制が実現できる根拠を示し、地域活性化の起爆剤になり得る、高速道路料金の定額制を推進してほしいという趣旨の質問であったと記憶しております。私もこの本を読んでみますと、まさに生産性向上につながる、地域活性化の切り札になるのではと感じた次第であります。昨年十月三十一日、P S M C、S B Iホールディングス、宮城県及びP S M CとS B Iホールディングスが準備会社として設立したJ S M Cの四者が覚書を締結し、J S M Cの半導体工場設落地として、黒川郡大衡村の第二仙台北部中核工業団地を選定したことが発表されました。大変うれしいニュースであり、村井知事、そして担当した県職員の皆様に改めて敬意を表し、感謝を申し上げます。一方で、地方自治体の多くは、企業誘致で苦戦を強いられております。少し古い資料になりますが、令和元年から二年にかけて、国土交通省主催で開催された、新しい物流システムに対応した高速道路インフラの活用に関する検討会の資料によると、東名・名神高速道路の総延長八百二十九キロメートルは、日本の高規格道路の総延長一万一千六十八キロメートルの約七%にしかすぎませんが、トラックによる貨物輸送量は四八%にも達しております。また、日本の物流の一日当たりのトリップ数、トラックの発着回数は、三千七百六十三万トリップですが、そのうち県境を越えて物資を運んでいるのは、二百二十一万トリップと、僅か六%にしかすぎません。更に、経済ブロックを超えたブロック間輸送は、四十五万トリップで一%強しかなく、東名・名神高速道路以外の高速道路は、地域と地域を結ぶという高速道路本来の役割を果たしているとは言えません。このことは、遠くへ行くこうとすれば行くほど高くなる、距離制料金制度のまさに弊害と考えるべきではないでしょうか。日本の製造業の半分以上が集中する三工業地帯だけが発達し、その他の地域に広がらない大きな障害は、人流・物流コストなのではないでしょうか。高速道路料金の定額化で物流コストを下げ、企業誘致への大きな障害を取り除くべきと考えますが、村井知事の御所見を伺います。

高速道路料金の定額化は、単に物流経費を削減し、物流にかかる時間を短縮するだ

けでなく、国内旅行を活発化し、人々の交流を進め、地域産業の活性化にもつなげることができず。コロナ禍前に戻ってきたと言われるインバウンド。ピークの二〇一九年のインバウンドによる消費額は、四兆八千百三十五億円でしたが、国内旅行の消費額の四分の一でしかなく、インバウンド対策に湯水のように予算を使うよりも、国内旅行消費を増やしたほうがより効果が高いのではないのでしょうか。また、観光産業の経済波及効果は約二倍と言われておりますが、日本人一人当たりの国内旅行消費額は、先進各国と比較して圧倒的に低く、経済環境に近いイギリスやドイツの三分の一しかありません。なぜでしょうか。実は、年間休暇日数も日本だけが少ないとは言えず、大きく違うのは、日本の高速道路だけが乗用車の高速道路料金が有料であり、走れば走るほど高くなる料金制度があるということです。国内旅行消費が伸びないボトルネックは、高速道路料金の距離制だと思いますが、村井知事の御所見をお聞かせください。

大綱二点目、医療福祉について伺います。

地元亘理町在住の町民の方で、骨髄増殖性腫瘍の一つで、発症率は五万人に一人と言われる真性多血症という、希少な血液疾患を抱える方から切実な訴えがありました。その方は十年前に突如として真性多血症と診断されたとのこと。やがて二次性骨髄線維症や白血病に移行する疾病であります。その希少さから周りに同じ病気の方もおらず、とても孤独を感じ、少し先の未来までも想像する余裕すらない日々を過ごしているとのことでした。こうした不安は、他の希少難病を持つ患者の皆様が多く抱える思いではないかと拝察をいたしております。骨髄線維症を例に挙げますと、難病の患者に対する医療などに関する法律に規定される指定難病に該当しないため、同法に基づく医療費の助成を受けることができません。治療方法が確立していない中、治療に取り組み続けることは、経済的にも非常に大きい負担となります。また、治療やその介護のために仕事ができないとなると、その負担は更に大きなものとなります。一方で、骨髄線維症は障害者総合支援法の対象難病であることから、各自治体でも様々な支援が受けられます。加えて、都道府県でも、東京都、埼玉県、富山県が独自に指定難病とし、医療費助成制度も設けております。こうした状況を踏まえ、骨髄線維症などの指定難病に該当しない希少難病についても、県独自で医療費助成を行うことについて、県の考え方を伺います。

次に、本県のひきこもり対策について伺います。

県はこれまで、ひきこもり支援推進事業として、ひきこもり当事者が社会参加に向けた一歩を踏み出せるよう、安心・安全に過ごせる居場所を提供する目的で、南北居場所支援事業を実施してきております。これまでの取組を総括し、どのような効果が得られたのか、また、見えてきた課題をどう認識し、ひきこもり対策の今後の展開について、県の考えを伺います。

この大綱の最後に、医療的ケア児者の支援について伺います。

令和三年六月には、議員立法で、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、いわゆる医療的ケア児支援法が制定されました。法律の目的は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、家族の離職を防止し、安心して子供を産み、育てることができる社会の実現に寄与すること、とされております。背景には、医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加、医療的ケア児の心身の状況などに応じた適切な支援を受けられない、といった社会課題があったことによります。同法に基づき、本県では、令和四年七月に、光明支援学校及び仙台エコー医療療育センターに近い、泉区南中山に、医療的ケア児等相談支援センターちるふあを開設しております。開設以来、お子さんと御家族そして関係者の皆さんの「笑顔を紡いでいく」相談支援センターを目指し、アウトリーチ型で総合的・専門的な相談支援、情報の発信及び研修などを全県で行っていると伺いました。同センターが行った、本県における医療的ケア児者の実態調査では、六百三十四名の医療的ケア児者が存在していることが明らかになりました。内訳は、三百三十三名の医療的ケア児と三百一名の医療的ケア者で、どの年代も満遍なく存在している結果が示されていきました。法律では、高等学校等在学中の十八歳以上、あるいは十八歳未満を医療的ケア児と定義しておりますが、この結果から、十八歳以降の医療的ケア者に対する支援も欠かせないと認識し、宮城県障害福祉計画及び宮城県障害児福祉計画の連動が重要と考えております。県はこの点についてどのように考え支援していくのか、お伺いをいたします。

また、医療的ケア児者は、仙台市を含む仙台圏に大多数が存在していますが、社会資源が少ないエリアでも十分な支援を受けられる体制構築を望む声も頂いております。今後、ちるふあの増設、あるいは人員強化についてどのように考えているのか、伺いま

す。

次に、大綱三点目、観光振興について伺います。

昨年十二月、東京池袋にある宮城ふるさとプラザが、来年度中に閉店するというニュースには大変驚かされました。二〇〇五年の開店以来、宮城の観光PRはもとより、県の食や物産の魅力を発信し続けてきた首都圏におけるコアがなくなることは、大変に残念でなりません。運営受託者である宮城県物産振興協会が、後継店舗開設を検討しているとの情報もあり、期待もしています。しかし、協会について、ふるさとプラザの運営やデパートなどでの販売・展示対応で大半の業務を占め、ほかに手が回らない状態にあると伺っている中で、店舗開設にどれだけマンパワーを割き、魅力的な店舗を開設できるのか気になるところです。この点、村井知事は過去に、運営に係る予算を有効に活用できる方法を一緒に考えたいと議会で述べております。そこでお尋ねしますが、今後、物産振興協会が本格的に後継店舗開設を検討するとなった場合、県としての支援の在り方、オープン後の具体的な経済的な支援について、現段階における知事の御所見をお伺いいたします。

一方、宮城ふるさとプラザ運営上のネックは、委託先の公益社団法人宮城県物産振興協会という組織の形態にあると考えております。利益を追求する株式会社の形態であれば、所属会員に対する公平性の担保をそこまで考える必要がなく、宮城県のPRにエッジを効かせた、効果的な効率的な店舗運営も可能になると考えております。閉店に当たり、これまで店舗運営を物産振興協会に委託をし続けてきた問題は何だったのか。解決すべき課題は何だったのか。総括する必要があると認識しているところですが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、この決断に至る前に、店舗運営に官民連携の仕組みの一つである、ソーシャルインパクトボンドの導入の可能性も調査しておくべきではなかったのかと考えております。ソーシャルインパクトボンドは、事業委託する際に、サービスの成果に基づいて、報酬額を変動させる仕組みである、成果運動型民間委託契約方式をベースに、民間が自己資金だけでは実施することが難しいサービスに対して、機関投資家や企業のCSR部門をはじめとする、様々な資金提供者から出資してもらうことが特徴です。この制度を活用することで、宮城ふるさとプラザをもっと効果的に運営・PRに活用できたのでは

ないかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

あわせて、宮城県の観光施策にソーシャルインパクトボンドを導入し、更なる観光振興を図る必要があると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、大綱四点目、農業施策について伺います。

宮城県産イチゴの百億円産地の育成に向け、昨年に続いて第二回目のいちごサミットinみやぎ二〇二四が、今月十五日、十六日の二日間で開催されました。こうした機運醸成のための取組も、また大変効果的であり、亘理のイチゴ農家に生まれた私といたしましても、こうした一つ一つの取組がいつか実を結び、百億円産地としての宮城の誕生を心から切に願うものであります。さて、その実現に向けて、課題や対応策を協議するための新たな組織である、宮城県いちご振興協議会へ寄せる期待が、生産者の方々をはじめ、関係者の中でも更に大きなものとなっているのではないのでしょうか。そこで、この協議会の現状と今後の強化すべき取組についてお聞かせください。

一昨年十一月のことですが、地元の若手生産者らとともに、イチゴ王国栃木県のイチゴ振興策を学ぶために、栃木県内一の産地である真岡市や県庁などへ視察をしてまいりました。特に目を引いたのは、全国で唯一現存するいちご研究所や、各産地が所在する圏域ごとに配置されているイチゴ専門の普及指導員の存在であります。説明いただいた県職員の方も、イチゴ王国栃木のまさに原動力になっていることを誇らしげに語っておりました。そこで本県のイチゴ百億円産地の育成には、イチゴ生産者の確保に加え、生産者らを支援する指導者の確保も大変重要であります。本県は、JA合併などで営農指導の体制が整理されてきましたが、ベテランの職員が少なくなり、現地指導が厳しくなっていると聞いております。今後は、より農業改良普及センターとの緊密な連携が特に必要になっていくと思いますが、人材の確保や育成策も含め、イチゴ技術支援体制をどう整備していく考えか、知事の御所見を伺います。

次に、大綱五点目、本県の教育行政について伺います。

文科省によれば、全国の特別支援学校に在籍する子は、二十一年度約十四万六千三百人で、十一年度の一・二倍、特別支援学級においては約三十二万六千五百人と、二・一倍に増えています。しかし、学習環境は十分に整わず、特別支援学級の担任が免許を持つ割合は三割程度で、小中学校長の七割以上は、特別支援学級などの経験がなく、障

害者教育の理解に乏しいといった事情もあるようです。そこで文科省は、経験者を増やし、円滑な授業や学校運営につながる狙いで、新任教員が採用後十年目まで、特別支援学校や小中学校の特別支援学級で、複数年の経験を積むよう求める通知を二十二年三月に各都道府県の教育委員会に出し、二十四年度からの実施を促しています。そこで、本県の特別支援教育について、以下三点お伺いをいたします。

まず一点目に、人材育成について伺います。

過日、県内の、ある特別支援学校に勤める友人から、学校の現状を伺う機会がありました。その支援学校で勤務する教員の中には、支援学校での勤務を望むものと、そうでない教員に意識の差が生まれており、教員の意識の二極化を大変危惧しておりました。本来、特別支援教育に関わる教員には、高い意識と専門性を要するものであり、本県支援学校の卒業生を我が子に持つ私自身も、同様に感じているところでもあります。一方、現場の声を聞けば、休憩時間もなく勤務し、遅くまで残業や休日出勤している教員も多数おり、専門性の向上よりも、日々の対応に追われている教員が多いのも現実であります。そうした現状を踏まえ、経験が浅い教員らにこそ、専門性向上の研修の機会が必要であり、更なる特別支援教育の向上のため、人材育成及び環境改善が急務であると考えますが、教育長の御所見をお聞かせください。

また、本県では、特別支援教育の推進のために、共に学ぶ教育推進モデル事業や、インクルーシブ教育についての理解を図る、特別支援教育総合推進事業、学びの多様性を活かした教育プログラムの開発事業を実施しておりますが、見えてきた課題をどのように認識しているのか。また、その課題解決のために、今後の事業展開をどう進めていく考えか、具体的にお聞かせください。

この大綱の最後に、この四月から開校する宮城県立秋保かがやき支援学校について伺います。

この新設の支援学校の目玉でもある、高等部産業技術科については、三年後に最初の卒業生が誕生するわけですが、出口対策が大変重要であることは、私が言うまでもありません。今から三年後を見据え、どのような学校運営を行っていく考えか、教育長の御所見を伺うものであります。

8 以上、大綱五点について、壇上からの質問を終わります。御清聴誠にありがとうございます。

ございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 渡辺重益議員の一般質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず、大綱一点目、東日本大震災からの復興についての御質問にお答えいたします。初めに、復興伝承の課題と取組についてのお尋ねにお答えいたします。

東日本大震災の記憶や教訓を後世に伝承し、国内外に発信することは大変重要であると認識しております。震災発生直後から語り部の伝承活動など、伝承の取組が行われてきましたが、現在、震災への関心の薄れ、震災を知らない世代の増加、語り部の高齢化による担い手不足等が課題となっております。このため県では、令和三年に東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針を策定し、持続的な伝承事業の推進に取り組んでまいりました。県といたしましては、引き続き、みやぎ東日本大震災津波伝承館における語り部講話の実施や、学生ボランティア解説員の育成、震災伝承みやぎコンソーシアムを通じた伝承活動の支援のほか、広報紙やSNSを活用した情報発信、教育旅行誘致や学校への語り部派遣などにしっかりと取り組んでまいります。

次に、災害救助法の改正についての御質問にお答えいたします。

災害救助法の適用については、県や市町村をまたぐ広域的災害の場合に、震災直後に判明した避難状況等により、被災市町村間で不均衡が生じるという問題があるものと認識しており、県では、これまで適用基準の見直しを国に対し要望してきたところでもあります。また、全国知事会においても法の適用で、被災市町村間の格差や不均衡が生じるような場合には、都道府県内一律の適用可能にするなど、客観的かつ弾力的な適用基準の検討を国に対し要望しております。県といたしましては、引き続き同一の災害における法の適用の不均衡が生じないように、過去の災害の教訓や市町村の意見も踏まえながら、国に対し適用基準の見直しを働きかけてまいります。

次に、大綱二点目、医療福祉についての御質問にお答えいたします。

初めに、ひきこもりの居場所支援についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、市町村における、ひきこもり状態にある方が安心して過ごせる居場所づく

りを促進するため、令和二年度からひきこもり居場所支援モデル事業を実施しており、県の北部圏域と南部圏域に居場所を設置し、NPO法人等にその運営を委託しております。利用者は年々増加しており、生活に質的な変化が現れるなど、社会参加の一步につながる居場所の存在は大変大きなものと考えております。一方、居場所を設置している市町村は、昨年四月時点で七つの市町にとどまっていることから、今年度は、市町村を会場に出張居場所を実施するなど、モデル事業で蓄積した知見を市町村へ横展開する取組を推進しております。県といたしましては、引き続き市町村や民間の支援団体等に働きかけを行いながら、県内各地域で居場所づくりを推進するなど、ひきこもり状態にある方が社会とのつながりを持つ一歩を踏み出せるよう、地域における支援体制の充実に努めてまいります。

次に、医療的ケア児等相談支援センターの体制強化についての御質問にお答えいたします。

医療的ケア児者とその御家族が、居住する地域にかかわらず、安心して生活していくためには、地域の関係機関が連携して、適切な支援を提供できる体制を構築することが重要であると認識をしております。県では、令和四年七月に宮城県医療的ケア児等相談支援センターちるふあを設置し、御家族、支援者等からの相談対応や情報発信、支援人材育成のための研修等を実施するなど、身近な地域で適切な支援が受けられるネットワーク体制の構築を目指して取り組んでおります。具体的には、地域で医療的ケア児者への支援の総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを養成し、その活動のフォローアップを行うとともに、市町村や基幹相談支援センター等の関係機関と連携した、支援体制の整備を進めております。県としては、ちるふあやコーディネーター養成等の支援の取組を通じて、各地域の相談支援体制の整備を図ってまいりたいと考えており、ちるふあの増設等については、その進捗状況を踏まえた上で検討してまいります。

次に、大綱四点目、農業施策についての御質問のうち、宮城県いちご振興協議会についての御尋ねにお答えいたします。

県では、イチゴ百億円産地の育成に向け、これまでJAグループが組織するいちご部会や、宮城県園芸作物ブランド化推進協議会と連携し、生産振興及び消費宣伝活動などに取り組んでまいりましたが、昨年度からは、JAグループに加え、生産法人や金融

機関、県などで構成する宮城県いちご振興協議会を設置し、イチゴの振興方策について協議をしております。協議会では今年度、イチゴの生産振興、担い手の確保・育成及び輸出拡大などの課題を協議し、新たにいちごトレーニングセンターでの研修や、タイなどに加え台湾への輸出を実現したところでございます。イチゴ百億円産地の実現には、今後、より一層の栽培面積の拡大や、単収及び販売単価の向上が必要であることから、県といたしましては、協議会において、面積の拡大に寄与する新規就農者の受入れ体制整備や、単収の向上に寄与する県育成品種、にこにこベリーの普及、販売単価の向上に寄与するケーキ用イチゴの取引拡大などに、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、医療福祉についての御質問のうち、希少難病への県独自の医療費助成についてのお尋ねにお答えいたします。

難病の方に対する医療費助成については、平成二十七年に国において抜本的な見直しが行われており、現在は法律に基づく制度として、公費負担による医療費助成措置が講じられております。この国の見直しは、それまで医療費助成・研究事業の対象疾病に限られていたことによる不公平感や、長年にわたり都道府県の財政的な超過負担が続き、不安定な制度となっていることなどの、全国的な課題を解決するために行われたものです。医療費助成の対象となる疾病は、指定難病と呼ばれ、発病の機構が明らかでない、治療方法が確立していないなどの要件に該当する三百三十八疾病を国が指定しており、今年四月からは三疾病が追加される予定となっております。御指摘のありました骨髄線維症など、指定難病に該当していない疾病も多数ありますが、県独自の医療費助成については、対象となる疾病の選定や長期にわたつての財源確保など、公平性や安定性の観点から課題が多く、県といたしましては、引き続き指定難病の範囲の見直しなど、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、十八歳以上の医療的ケア者への支援についての御質問にお答えいたします。

医療的ケア児支援法においては、医療的ケア児が十八歳に達した後も、適切な保健、

医療、福祉サービスを受けながら生活を営むことができるよう配慮しなければならないこととされており、医療的ケア者への支援の充実、大変重要な課題であると認識しております。県では、来年度から三か年を計画期間とする第七期障害福祉計画と第三期障害児福祉計画について、引き続き一体的に策定し、障害児者のライフステージに応じて、切れ目のない支援を実施していくこととしております。同計画においては、医療的ケア児者が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、市町村への医療的ケア児等コーディネートターの配置や、関係機関の協議の場の設置などに取り組むこととしております。県といたしましては、医療的ケア児者が年齢を問わず、地域で安心して暮らせる支援体制の構築に向けて、引き続き市町村や関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱三点目、観光振興についての御質問のうち、観光施策へのSIBの導入についてのお尋ねにお答えいたします。

ソーシャルインパクトボンド、いわゆるSIBは、地方公共団体等が抱える課題の解決手法の選定を民間事業者に委ね、外部資金を用いて解決を図る手法であるものと認識しております。国では、SIBの活用分野として、医療・健康、介護、再犯防止の三分野を重点分野と定め、SIBの積極的な活用を掲げているところであり、御指摘の観光振興における活用につきましては、まずは他自治体の事例や成果等を研究してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱一点目、東日本大震災からの復興についての御質問のうち、一次産業の復興状況の認識と今後の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、震災後の創造的復興に向けて、農業においては、大規模な土地利用型農業の展開や稲作から園芸への転換、農産品の高付加価値化などを推進してまいりました。その結果、沿岸部を中心に百ヘクタール規模の土地利用型農業法人や、イチゴ、トマト、

パプリカなどの大規模で先進的な技術を導入した施設園芸法人、農産加工や六次産業化に取り組む経営体が誕生しております。更に、山元町の直売施設やまもと夢いちごの郷や、仙台市の集団移転跡地を活用した観光農園などに代表される、一次産業が観光などと結びついて、被災した沿岸部ににぎわいを取り戻す拠点となっている事例も多く見られております。県といたしましては、引き続き市町村等と連携し、一次産業の魅力を活用しながら、関係人口の更なる拡大に向けて、都市と農村との距離が近く、美しい風土や地域資源が豊富にある強みを生かした活力ある農村づくりを進めてまいります。

次に、大綱三点目、観光振興についての御質問のうち、公益社団法人宮城県物産振興協会が後継店舗を検討する場合の支援についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、宮城ふるさとプラザの運営を委託している公益社団法人宮城県物産振興協会では、賃貸借契約の次期更新を行わない県の方針を受け、協会として後継店舗を開設できないか、採算性などを含めて検討を行っていると同っております。県では今後、県内食品製造販売事業者の販路拡大や新規顧客獲得を目的として、首都圏以外の地域においても、県産品との接点や露出を増やす取組や販売情報分析・活用スキル向上につながる事業に重点的に取り組みたいと考えておりますが、本協会に限らず、県産品の販売を行う店舗が設置された場合は、有機的に連携しながら、我が県の物産振興が図られるよう、一部事業をその店舗で実施することなどを検討してまいります。

次に、宮城ふるさとプラザを公益社団法人宮城県物産振興協会に委託し続けてきたことについての御質問にお答えいたします。

県が委託する宮城ふるさとプラザの管理運営業務は、県産品の情報発信や販路開拓、マーケット情報の収集、首都圏事業者への情報提供、観光情報の発信を主な目的としております。その運営に当たっては、県内全域の生産品を特定の事業者に偏ることなく公平に取り扱う必要があることから、公益法人として、県内外の物産展事業等で、県産品を広く公平に取り扱ってきた実績があり、県産品への専門的かつ広範な知識を有する団体である、本協会へ運営を委託してきたものです。このことにより、平成十七年の開店当初からこれまで、延べ一千二百六十万人が利用するなど、所期の目的の達成に大きく貢献してきたものと考えております。

次に、店舗運営にソーシャルインパクトボンドを導入することについての御質問に

お答えいたします。

ソーシャルインパクトボンドについては、医療や保健福祉分野など、行政が対応すべき社会課題を解決するための事業において活用事例が見られますが、宮城ふるさとプラザのような販売活動が主となる店舗運営にはなじみにくいものと考えております。

次に、大綱四点目、農業施策についての御質問のうち、普及指導員の人材育成と技術支援体制についてのお尋ねにお答えいたします。

農業者や関係機関・団体からの相談や要望、地域課題等の解決への確に対応していくためには、高い技術力や課題解決力など総合的な資質と意欲を持った普及指導員の育成が重要であると認識しております。このため県では、令和三年に策定した宮城県普及指導員人材育成計画に基づき、高度化・多様化する課題やニーズに迅速に対応できる人材の育成に努めております。特にイチゴの技術支援に関しては、農業・園芸総合研究所のイチゴチームを中心に、施設内の高度環境制御技術の研修や、民間コンサルタントを活用した現地研修なども行いながら、優れた指導力を発揮できる普及指導員の育成に努めています。あわせて、主要なイチゴ産地の農業改良普及センターには、栽培技術に精通したベテラン職員を配置し、次代を担うイチゴ生産者の確保・育成を図るチームを編成しながら、JA等と連携を図り、若手生産者に対して勉強会や交流会を開催するなど、生産性の向上と産地の発展に取り組んでおります。県といたしましては、普及指導員の一層の資質向上に努め、生産者や地域から信頼され、地域農業の発展に貢献できる人材の確保・育成に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱一点目、東日本大震災からの復興についての御質問のうち、高速道路料金の定額化についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県沿岸部の高速道路は、東日本大震災以降、加速的に整備が進められ、交流人口の拡大とともに、円滑な企業活動を牽引しており、今後も新たな企業誘致を図る上で、大きな優位性を発揮するものと認識しております。高速道路の料金については、一般道路に比べ、速達性や定時性など利用者の受益が大きいことから、利用距離に応じて料金

が変動する、対距離制度が基本となっているほか、物流対策として、運送業などの大口・多頻度利用者向けの割引制度等が実施されております。近年、激甚化・頻発化する自然災害や加速化する施設の老朽化への対応、物流の二〇二四年問題、渋滞対策や沿道環境の改善など、高速道路を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、こうした変化に的確に対応するためには、安定的な財源の確保と併せて、料金割引制度の拡充や見直しが求められております。現在、国において、高速道路を持続的に利用するための費用負担や料金制度の在り方について議論が進められていることから、県といたしましては、引き続きその動向を注視してまいります。

次に、高速道路の料金制度についての御質問にお答えいたします。

国内旅行においては、移動手段として約五割が自家用車やレンタカー等の自動車を利用しており、観光振興や地域経済の活性化のためには、料金制度も含め、高速道路の利便性向上を図ることが重要であると認識しております。現在、高速道路会社においては、観光周遊の促進を図るため、休日料金割引に加え、定額で利用できる周遊パスを導入しており、東北地方では、NEXCO東日本と宮城県道路公社において、最大三日間、東北六県の高速道路が乗り放題となるほか、観光施設や宿泊施設の割引サービス等を受けられる、東北観光フリーパスなどが販売されております。県といたしましては、更なる観光需要の喚起に向けて、近年の多様な観光ニーズに対応した周遊パスの内容充実や、料金割引の柔軟な取扱いなどについて、引き続き関係機関と緊密に連携し、国に働きかけてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱五項目、教育行政についての御質問のうち、特別支援教育における人材育成及び環境改善についてのお尋ねにお答えいたします。

障害のある子供たちへの指導は、一人一人の障害の状態や特性に合わせた指導が求められており、日々の授業や生活指導等を充実するため、専門性のある教員を育成することは重要であると認識しております。現在、初めて特別支援学級を担任する教員を対象とした研修や、より専門性を高めるためのスキルアップ研修などを通じ、教員の専門

性向上に取り組んでおります。また、今年一月に、みやぎの教員に求められる資質能力について定めた指標を見直し、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応や、発達障害を含む障害等への理解を、全ての教員に必要な資質能力として新たに位置づけたところです。県教育委員会といたしましては、新たな指標に基づき、教員の特別支援教育に対する意識の向上を図り、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導ができるよう、研修の充実を図るなど、人材の育成に取り組んでまいります。あわせて、スクールカウンセラーなどの外部専門家の活用や、教育支援アプリの導入による業務の効率化などにより、教員の負担軽減の取組を進め、特別支援教育の現場における環境整備に努めてまいります。

次に、特別支援教育の推進事業から見えてきた課題と、今後の事業展開についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、インクルーシブ教育システムの構築を推進するため、障害のある子供もない子供も、多様な学びの場の中で、共に学ぶ教育を実践する事業に取り組んでおります。これらの事業を通じて、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業や、認知特性を踏まえた指導・支援を行うことで、児童生徒の学習意欲が喚起され、分かる喜びを実感するなどの成果につながっております。一方、小中高等学校における切れ目ない支援体制の構築や、高等学校での特別な配慮を必要とする生徒への支援体制の整備などが課題であると認識しております。県教育委員会といたしましては、これまでの成果を県内全域に周知するとともに、小中高等学校の特別支援教育担当教員による連携会議の開催や、高等学校への専門家派遣により、校内支援体制の整備を図るなど、我が県の特別支援教育の更なる推進に努めてまいります。

次に、県立秋保かがやき支援学校の学校運営についての御質問にお答えいたします。秋保かがやき支援学校では、「地域・人・自然とのつながりを最大限に取り入れた教育活動を通じて、生涯にわたり一人一人が自分らしく、自分のよさを発揮し、輝き続けられる児童生徒の育成」を教育目標として、学校運営を行っていくこととしております。具体には、高等部産業技術科に、ホテルビジネス、食品製造、流通・サービス、介護・福祉の四つのコースを設定し、働きながら学び、学びながら働く、職業教育システム、いわゆるデュアルシステムの活用のほか、秋保地区のホテル・旅館や地域のものづ

くり職人等を招いた実践的な職業教育を展開することで、卒業後の就労に向けた生徒の勤労観や職業観の育成に努めてまいります。また、地域とのつながりを重視し、地域開放型の実習施設である、「どまカフェ」において、生徒が製造した食品の販売や地域の方々への接客など、地域住民との交流を教育活動に位置づけることで、コミュニケーション力の伸長を図り、生徒の卒業後の自立と社会参加を見据えた取組を進めてまいります。県教育委員会といたしましては、こうした地域に根差した教育活動を展開することで、児童生徒一人一人の可能性を引き出す学校づくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 二十一番渡辺重益君。

○二十一番（渡辺重益君） るる御答弁を頂きまして、ありがとうございます。大分、質問項目が多くなつてしまいましたけれども、まず、東日本大震災からの復興というテーマのところ、何点か御質問をさせていただければと思います。

まず冒頭に、夢いちごの郷の三日間の感謝祭、これは今日、山元町の橋元町長からも村井知事にしつかりお礼を伝えてほしいということで、生産者の皆様と一丸となつたこの三日間は、最終日だったんですけれども、十時からのオープンで九時ぐらいに行つたら、もう既に長蛇の列で、三日間にわたつて本当に県内からも多くの方々に御来場いただいたことを目の当たりにしまして、本当にこの創造的復興のシンボルに当たる、夢いちごの郷の成功が、山元町民の生産者の皆様にとつてどれだけ支えになっているのかというところを、私、目の当たりにしまして胸が熱くなりました。生産者の皆様も一丸となつて、地元の夢いちごの郷に出すということで、例えばイチゴの農家ですとJAに多くの方が出すんですけれども、やはり観光と地域の復興の一助になればということで、大分イチゴの生産者の方が、この三日間、かなりイチゴが足りなくて、かき集めて、職員の間もかき集めて、皆さんで対応したというところのようです。その覚悟と、金額にもそれがあらわれてきていまして、この復興、十三年目を迎えるわけですけれども、本当にこれは各沿岸地域の被災者の皆さんも含め、県内外の方々の総仕上げなのかなと感じております。そういった中で、地域地域はそれぞれ課題があるかと思うんですけれども、先ほどお話ししました、高速道路の定額化なんです、知事はこの本、御覧になつたことはありますか。私も改めて読んでみますと、亘理も山元も、今イチゴを北海道に

出しています、やはりいつか私も、東京で勝負すべきじゃないかということは、地元
の生産者の方々と申していました。こういう意味では知事が、地方の、地域の活性化の
切り札になると思っています。知事にも、全国知事会長としても、この定額化について、
ぜひ前にもう一步進めてほしいと思っっているんですけれども、この点について、もう一
度御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 非常に夢のある話だと思います。私も、恐らくイチゴの生産者
で、遠いところに輸送している人間であれば、当然賛成だというふうに言うと思うので
すが、課題がないわけでもないと思っています。まず一つは、高速道路というのは、建
設をして償還期間というのは決められていて、それをその区間で乗っている人たちが
責任を持って払うという仕組みになっているわけですね。それをやめてしまわなきゃい
けないということで、その理解を得ることが大変だということ、それから当然、料金
体系、国全体で見てということなんでしょうけれども、あとゼロサムですから、長距離
行く人は非常にお得ですけれども、今まで短い区間しか使っていなかった方は、負担が
非常に重くなるということですね。ですから、負担が重くなる人の理解を得なければな
らないということです。恐らくこれやろうとしたら、相当、国論を二分するような議論
になるんじゃないかなというふうに思います。そういった課題をいかにしてクリアをし
ていくのかということもよく考えながら、知事会長としては発言をしていかなければな
らないということです。幸い宮城県は、まだ十分ではないのですが、高速道路体系はほ
ぼ、大きなところは、動脈・静脈の部分は完成したのですが、全国的に見ると、まだま
だ高速道路というのは整備が遅れていて、早くやってほしいとか、たくさんあるわけ
ですね。そういうところから、やはり負担をしてもというような声が出ておりますので、
そういった人たちの声も聞きながらやらなきゃいけませんので、そういう議員からの提
案でございますから、他の県知事さんの考え方などいろいろ聞きながら、私の思いだ
けで前に進めるわけにはいきませんから、どういう考え方を皆さんお持ちなのかとい
うことも聞きながら、判断してまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 二十一番渡辺重益君。

○二十一番（渡辺重益君） もちろん簡単なことではないと思いますので、その点をお

酌み取りいただきながら、テーブルに上げていただく機会も、また引き続きお願いしたいなと思っております。

教育行政のところ、最後に、秋保かがやき支援学校について教育長に伺いたいと思います。

先ほど私の質問の中で、高等部の産業技術科が三年後に卒業生が初めて出るということ。もう一つ私が着目すべきところは、寄宿舎なのですが、三年間の寄宿舎をどのように運営していくのかというのが重要だと思うので、この点だけ最後にお考えを聞かせてください。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 秋保かがやき支援学校ですけれども、知的障害教育を行う小学部、中学部、高等部普通科と、これまでの高等学園に当たる高等部産業技術科が同じ校舎で共に学ぶ、これまで県内にはない新しいタイプの県立の特別支援学校ということになります。秋保かがやき支援学校では、高等部産業技術科の生徒が三年間寮生活を送ることになります。寄宿舎における共同生活を通して、将来の自立に向けて基本的な生活習慣や、自己管理能力の向上を図るとともに、集団生活においてお互いを認め合いながら、協力し合う心や態度を育成することを目指しているところでございます。また、三年間の寄宿舎生活を送ることによりまして、将来の生活に必要なとされるスキルを十分に身につけることを、学校における教育活動と関連づけまして、就労と生活の両面から、将来の自立に向けた力を育成していきたいというふうに考えております。これらの取組を通しまして、卒業後は、企業等に就職するなど職業的自立を図り、主体的に社会参加できる生徒を育成してまいりたいというふうに考えております。